

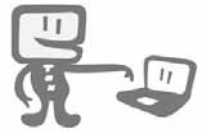
税を考える週間

11月11日～11月17日

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。国を支える税について、ぜひこの機会に考えてみましょう。

◆ぜひご利用ください！たいへんお得で便利な「e-Tax」を！

1. 自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告（※）ができます。
※所得税、法人税、酒税および印紙税の申告ができます。
2. インターネットバンキングやATM等を利用して、すべての税目の納税ができます。
3. 各種申請・届出のほか、納税証明書（電子発行・書面発行）の交付請求などができます。



① HPから 簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

② 最高5,000円 の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して、期間内（注1）にe-Taxを利用して行う場合、所得税額から最高5,000円の控除が受けられます。（注2）

③ 添付書類が 提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略できます。（注3）

④ 還付金が スピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

（注1）平成21年1月5日（月）から3月16日（月）

（注2）平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方を除きます。

（注3）確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。

◆「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ

○詳しくはe-Taxホームページへ

- Step 1** 電子証明書の取得
（市役所等で電子証明書付き住民基本台帳カードを取得してください）
- Step 2** 開始届出書の提出（インターネットで提出可）
（開始届出書を提出して利用者識別番号等を取得してください）
- Step 3** e-Taxソフトのインストール・電子証明書の登録
（e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます）

◆問い合わせ先

近江八幡税務署 ☎33141（代表）
ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●● 差し押さえた不動産を公売します ●●

◎不動産公売とは

公売とは、税の公平性確保のため町税等の滞納により差し押さえた財産を、入札などによって強制的に売却して換価する制度です。

◎物件の詳細、公売会場の場所

期日入札となりますので、定められた公売の日時、場所に直接来て入札に参加していただく必要があります。なお、開札結果はその場でわかります。公売に参加される場合は、事前に必ず関係公簿（「公売広報」、「公売財産一覧・明細」等（役場税務課にあります））や物件の現況をご確認ください。

開 場 11月18日（火） 午前9：30～

場 所 大津合同庁舎7-C会議室（大津市松本一丁目2番1号）

※滋賀県と県内市町の共同公売となります。公売を中止することもありますので、ご注意ください。

◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎6570 有線5093



税金の滞納などにより不動産を差し押さえます。



差し押さえた物件を期日入札等により売却します。



公売物件の落札後、所有権が落札者に移転、代金が税に充当されます。